# 高圧ガス保安法における
# 事前評価の制度について

高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

© 2023 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

# 高圧ガス保安法で定める技術基準

| | | |
|---|---|---|
| **法律** | 高圧ガス保安法 | |
| **政令** | 高圧ガス保安法施行令 | |
| **省令** | 一般高圧ガス保安規則 | 容器保安規則 |
| | 液化石油ガス保安規則 | 特定設備検査規則 |
| | コンビナート等保安規則 | 国際相互承認に係る<br>容器保安規則 |
| | 冷凍保安規則 | |

※　高圧ガスの取扱いや機器の製造に関係するものを抜粋

技術基準は省令（経済産業省令）に規定
技術的要件は通達（機能性基準※）に規定

※機能性基準に対応する基準：例示基準

© 2023 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

# 高圧ガス保安法で定める技術基準

**技術基準**
（経済産業省令）

- 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準（一般則）
- 特定設備の技術上の基準（特定則）・・・など

圧縮水素スタンドに係る基準の例（材料）
ガス設備に使用する材料は、・・・安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

技術的要件を
具体的に例示

**技術的要件**
（機能性基準）

- 一般高圧ガス保安規則関係例示基準（一般則）
- 特定設備の技術基準の解釈（特定則）・・・など

圧縮水素スタンドに係る基準の例（材料）
圧縮水素スタンドの高圧ガス設備には、次の材料を使用すること。
JIS G 3459 (2016)　SUS316TP, SUS316LTP　・・・　など

© 2023 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

# 事前評価の制度の位置づけ

**高圧ガス事業者**
◎高圧ガスの製造、貯蔵、移動、消費等　◎高圧ガス設備、高圧ガス容器等の製造

高圧ガス保安法で定める技術基準／例示基準に

① よる場合（事前評価なし）

② よれない場合（事前評価あり）

高圧ガス事業者が任意に定めた基準に基づき、

事前評価申請

**A** 高圧ガス保安法で定める技術基準／例示基準

**B** 事前評価結果

**A** で許可、検査等の申請

**A** + **B** で許可、検査等の申請

※事前評価：特定案件事前評価、詳細基準事前評価

© 2023 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

# 事前評価の制度の位置づけ

① 経済産業省令に規定の技術基準及び例示基準による場合

➡ 事前評価は不要

② **詳細基準事前評価**

- 機能性基準に対応する例示基準によらない場合に申請
- 例示基準に替えて適用する基準の機能性基準への適合性を評価

③ **特定案件事前評価**

- 経済産業省令に規定の技術基準によれない場合に申請
- 当該基準に替えて適用する対応策の技術的な妥当性を評価

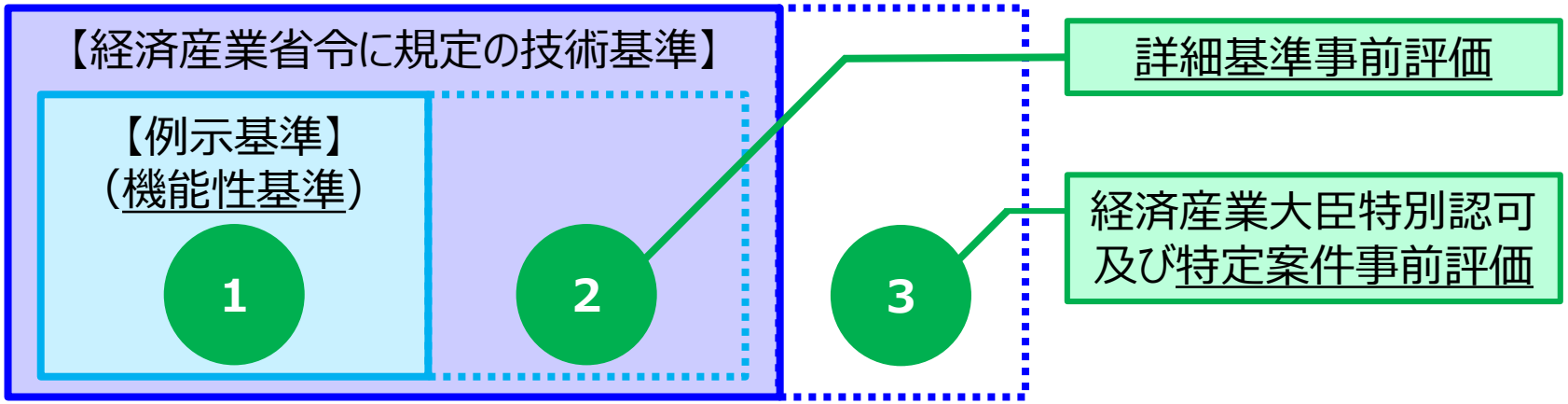


© 2023 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

# 事前評価申請について

**事前評価申請：**

- 事前評価申請は、高圧ガス保安法の規制を受ける者が行う。
- 申請は、通常、個別の案件ごとに行う。
- 申請者は、規定の基準に替えて適用する基準等の妥当性を立証する。

**事前評価申請** → **書類確認及び事前評価委員会** → **事前評価結果の通知※**

**事前評価申請の内容：**

- 事前評価申請では、申請者が作成した書類に基づき評価を行う。
- 事前評価申請の内容は、事前評価委員会で審議を行う。

※ 特定案件事前評価を行った場合は、事前評価結果の通知をもって、経済産業省に経済産業大臣特別認可の申請を行う。

© 2023 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

# 事前評価申請の内容

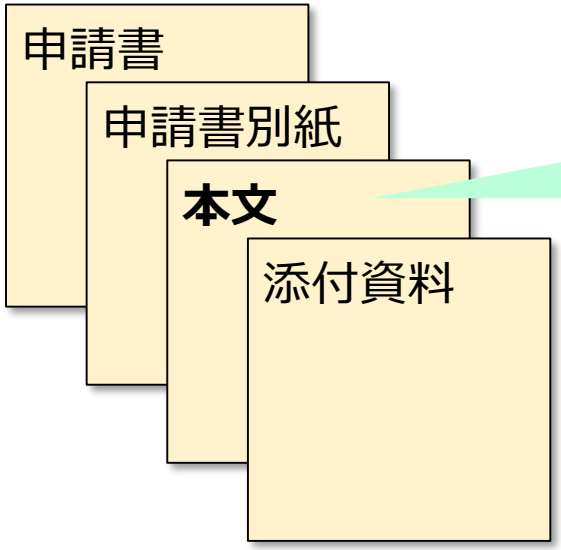


**本文（申請内容の説明）**

- 申請の概要
- 事前評価の内容
  - ① 事前評価の根拠条項
  - ② 申請対象条項
  - ③ 規定の基準（②）によれない理由
  - ④ <u>適用する基準等</u>
  - ⑤ <u>適用する基準等に対する安全立証</u>

- 適用する基準等（④）は申請者が任意に定めるもの。
- 適用する基準等に対する安全立証（⑤）が評価のポイントとなる。

➡ 事前評価の参考となる基準やガイドライン

- KHKS 0220　超高圧ガス設備に関する基準
- KHKS 0225　圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準
- 水素燃料電池ドローンにおける高圧ガスの安全に関するガイドライン

© 2023 The High Pressure Gas Safety Institute of Japan